

○広尾町保健業務インターンシップ事業実施要綱

令和5年7月12日告示第64号

(目的)

第1条 この要綱は、広尾町（以下「町」という。）が行う広尾町保健業務インターンシップ事業（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生等に保健業務の実践的な就業体験の機会を与え、保健業務に対する理解を深め、職業意識の向上を図ることを目的とする。

(インターンシップ対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等（以下「学校等」という。）に在籍する学生で保健師資格を取得する意欲のある者（以下「学生」という。）又は保健師資格保有者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保健業務に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者

(2) 第8条に規定する誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

(実習生の受入手続及び決定)

第3条 インターンシップを希望する者は、広尾町保健業務インターンシップ事業申込書（様式第1号）を広尾町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 学校等の代表者は、学生が作成した申込書の学校記入欄に必要事項を記入及び押印のうえ、提出しなければならない。

3 町長は、受入先の所属長と協議したうえで受入れの可否を決定し、広尾町保健業務インターンシップ事業受入可否決定通知書（様式第2号）により、学生の場合は学校等の代表者に、学生以外の場合は本人に通知するものとする。

(実習期間及び実習生受入人数)

第4条 前条第3項の規定により受入れを決定した者（以下「実習生」という。）の実習期間及び受入人数は、町長が決定する。

2 実習生が実習を行う時間は、町職員に適用される勤務時間に準ずる。ただし、必要に応じて実習時間を変更することができるものとする。

(報酬等)

第5条 町は実習生に対して、報酬、賃金、その他実習に伴う経費の負担は行わない。ただし、交通費及び宿泊費についてはこの限りではない。

(交通費及び宿泊費の助成)

第6条 町は、町外からの実習生に対し居住地から広尾町までの交通費及び実習を行うために必要と認められる宿泊（町内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。）に係る経費の全部又は一部を助成する。ただし、交通費は広尾町職員等旅費支給条例に基づく各種交通費の例

によるものとし、14,000円を限度とする。宿泊費は1泊につき10,000円を限度とする。

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、インターンシップ事業終了後に必要に応じて宿泊費及び交通費の助成金の額を決定し、実習生に対し広尾町保健業務インターンシップ事業助成交付決定通知書（様式第3号。以下この条において「交付決定通知書」という。）によりその額を通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知書を受けた者は、速やかに口座振込申出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、電子メール等の方法により申出の場合は口座振込申出書の提出によらないことができるものとする。

(誓約書)

第8条 実習生は、誓約書（様式第5号）を事前に町長に提出しなければならない。

(実習生の身分)

第9条 町は、実習生に対し町の職員としての身分を付与しないものとする。

(服務等)

第10条 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、町職員が遵守すべき法令、条例等並びに受入先の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導者」という。）の指示等に従わなければならない。

3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに指導者にその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第11条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(指導者、実習計画書)

第12条 実習生を受け入れる所属先の所属長は、指導を担当する指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等をインターンシップ実習計画書に定めるものとする。

3 指導者は、学校等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第10条又は第11条の規定に従わないとき。
- (2) 実習を継続することにより町の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。その他実習を継続することが困難であるとき。

2 町長は、前項の規定により実習を中止する場合は、実習生が学生の場合、その旨を学校等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第14条 学校等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、学校等の代表者及び実習生は、町に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、町は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、学校等の代表者及び実習生は当該賠償により町が被った損害の補てんをしなければならない。

5 実習中の事故が、実習生の責とすることが適切でないか事実認定が困難であるときは、前項までの規定にかかわらず、町も解決のための協力を努めるものとする。

(報告書)

第15条 実習生は、実習が終了した後、広尾町保健業務インターンシップ事業報告書(様式第6号)を町が指定する日までに提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式 略